

食品中のアフラトキシンについて

国立医薬品食品衛生研究所
衛生微生物部長 小西良子

1. 国内流通食品の含有実態調査について

平成 16～18 年度の厚生労働科学研究において、国民の食品摂取を通じたアフラトキシンの暴露評価を行うことを目的として、国内流通する食品中の含有実態調査を行った。調査方法の詳細及び結果の概要は以下のとおり。

(1) 対象食品の選定

過去の知見に照らし、アフラトキシンに汚染されやすいと考えられる食品を調査対象として選定した。なお、1 年毎に対象品目の見直しを行い、新たに汚染・検出情報のあったものについては、調査対象品目への追加を行った。

(2) 試料数の設定

WHO の地球環境監視システム／食物汚染監視計画 (GEMS/Food) において、適正な統計処理に必要とされる最低試料数 (25 試料) を基本として、各食品の汚染頻度に応じて試料数を設定した。なお、1 年毎に試料数の見直しを行い、検出状況に応じて試料数の増減を行った (一部、調査途中で品目追加した食品については、25 試料の確保ができなかった)。

(3) 試料の採取方法

農林水産省から提供された米以外の食品は、全国各地 (北海道、東北、東京、大阪、九州) の小売店等で販売されているものを購入した。賞味期限等により同一の製造ロットであることが確認できるものを、基本的に 1 試料につき合計 1 kg 以上となるよう入手した。

(4) 試料の調製方法

基本的に採取試料の全量を粉砕して均一化し、その 50 g を採取して、総アフラトキシンの分析に供した。

(5) 調査結果の概要

- ・ 検出した食品のうち、落花生及びはとむぎのそれぞれ一試料で総アフラトキシンが 28.0 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 、9.71 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 検出されたが、この二試料以外は、概ねその濃度は低レベルだった。
- ・ ピスタチオ、そば粉及びコーングリッツでは、B グループ (アフラトキシン B₁ 又は B₂ のみが検出されるもの) 汚染のみと考えられたが、落花生、チョコレート、はとむぎ、香辛料、ココア、ピーナッツバター及びアーモンドでは、BG グループ (B グループに加えてアフラトキシン G₁ 又は G₂ が検出されるもの) 汚染が認められた。
- ・ 落花生は、検出されたのは一試料のみであったが、B グループよりも G グループの汚染濃度が高かった。

平成16～18年度 国内流通食品中のアフラトキシン含有実態調査結果（厚生労働科学研究）

食品 ^{*1}	試料数				汚染件数	検出試料の平均汚染濃度（範囲）（ $\mu\text{g}/\text{kg}$ ） ^{*2}				
	H16年度	H17年度	H18年度	合計		アフラトキシン B ₁	アフラトキシン B ₂	アフラトキシン G ₁	アフラトキシン G ₂	総アフラトキシン
落花生	60	60	30	150	1	4.88	0.31	20.9	1.90	28.0
チョコレート（細小チョコレートを含む）	/	40	24	64	34	0.27 (0.1~0.88)	0.13 (0.1~0.18)	0.13 (0.1~0.33)	0.1 (0.1)	0.33 (0.1~0.21)
ピスタチオ	/	/	5	5	1	0.38	—	—	—	0.38
はとむぎ	/	/	17	17	6	2.45 (0.29~9.0)	0.38 (0.1~0.58)	0.16 (0.1~0.30)	—	2.77 (0.31~9.71)
そば粉	12	10	6	28	2	0.53 (0.24~0.81)	0.17 (0.173)	—	—	0.61 (0.238~0.987)
香辛料	/	/	21	21	5	0.36 (0.1~1.0)	—	0.2 (0.2)	—	0.44 (0.1~1.0)
ココア	/	/	11	11	8	0.33 (0.17~0.60)	0.13 (0.1~0.15)	0.11 (0.1~0.11)	—	0.40 (0.17~0.85)
ピーナッツバター	21	20	21	62	21	0.86 (0.1~2.59)	0.25 (0.1~0.52)	0.37 (0.1~0.81)	0.2 (0.12~0.46)	1.18 (0.1~3.92)
アーモンド（製菓材料含む）	/	/	24	24	6	0.37 (0.1~0.89)	0.14 (0.1~0.17)	0.1 (0.1~0.12)	—	0.43 (0.1~1.06)
コーンフレーク	10	10	10	30	2	0.2	—	—	—	0.21

*1 検出例のあった食品のみを抜粋（上記食品以外に米、スイートコーン、ポップコーン、コーンフレーク、豆菓子、ごま油、そば麵、乾燥いちじく等を調査）

*2 定量限界 0.1 $\mu\text{g}/\text{kg}$

<参考>平成19年度 国内流通食品中のアフラトキシン含有実態調査結果（食品等試験検査費）

食品	試料数	汚染件数	検出試料の平均汚染濃度（範囲）（ $\mu\text{g}/\text{kg}$ ）*				
			アフラトキシン B ₁	アフラトキシン B ₂	アフラトキシン G ₁	アフラトキシン G ₂	総アフラトキシン
落花生	192	1	0.2	—	0.2	—	0.4
アーモンド	36	2	0.11 (0.11)	—	—	—	0.11 (0.11)
くるみ	8	0	—	—	—	—	—
ヘーゼルナッツ	7	0	—	—	—	—	—
ピスタチオ	9	2	0.51 (0.3~0.71)	—	—	—	0.51 (0.3~0.71)

* 定量限界 0.1 $\mu\text{g}/\text{kg}$. (落花生のみ 0.1~0.5 $\mu\text{g}/\text{kg}$)

2. 参考情報

(1) 産生菌の概要

アフラトキシンは、主に真菌類の不完全菌類に属するかびである *Aspergillus flavus* 及び *Aspergillus parasiticus* によって産生される二次代謝産物の毒素である。これらの菌は、土壌や食品など自然界に広く分布し、一般の農作物においては *A. flavus* の汚染を受けやすいが、落花生の場合、土壌で成熟するため *A. parasiticus* が優位となり、本菌による汚染を受けやすい。また、*A. nomius* は昆虫を媒介して香辛料を汚染することが知られている。

食品中のアフラトキシン汚染に関連する主要な産生菌

産生菌	産生かび毒		主要な発生源
	AFB	AFG	
<i>A. flavus</i>	+	-	各種食品
<i>A. parasiticus</i>	+	+	落花生
<i>A. nomius</i>	+	+	香辛料

AFB：アフラトキシンBグループ AFG：アフラトキシンGグループ

(2) 産生菌の増殖条件・毒素の産生条件

・産生菌の増殖条件

最低温度 10～12℃、最高温度 43～48℃、湿度 80%

・毒素の産生条件

最低温度 12～15℃、最高温度 42～45℃

(至適温度 28℃、水分活性 0.98)

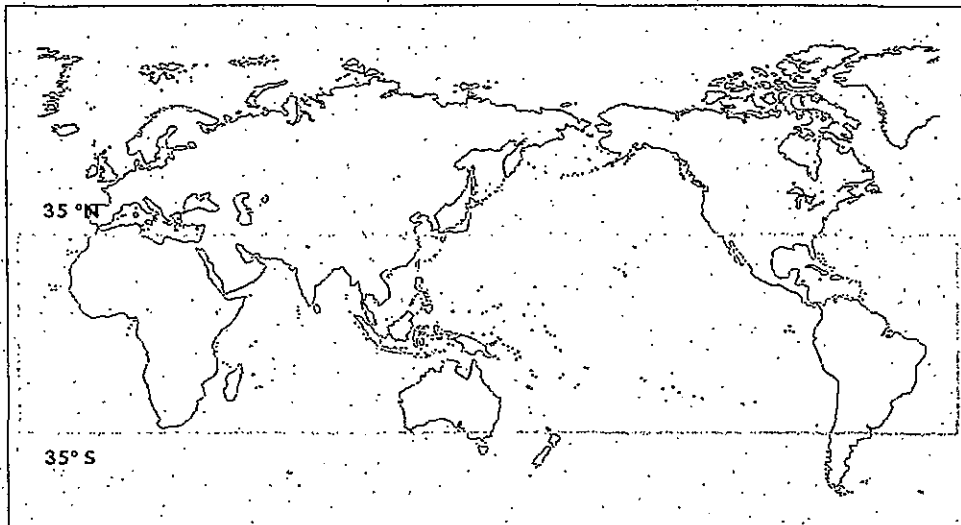
※ いずれも *A. flavus* と *A. parasiticus* で相違は認められていない。

(3) 毒素の食品中分布

一般に、アフラトキシン産生菌に植物病原性はほぼないとされており、収穫後の穀物等の粒表面の傷などから侵入し、増殖して毒素を産生する。菌が着生している穀粒は局在しているが、汚染された穀粒中のアフラトキシン濃度は非常に高くなる。そのためロット内のアフラトキシン濃度は、汚染された穀粒がどの程度混入しているかによってばらつきが生じる。トウモロコシを例にとると、一つのロットから 5 kg を採取し、その全量を均一化してアフラトキシンを分析した結果が 20 µg/kg であった場合、10,000 粒中 6 粒が汚染していると推定されている (Johansson, et al., J. AOAC International 83, 1270-1278)。

(4) 産生菌の地理的分布

アフラトキシン産生菌は、主に温帯、亜熱帯から熱帯地域に分布し、北緯 35 度～南緯 35 度間の低海拔地帯における農作物を汚染する。





アフラトキシン検査におけるサンプリングプランの改正について

1、 アフラトキシンの評価

食品安全委員会のカビ毒評価書(平成21年3月19日付け府食第261号)によれば、「暴露量の推定結果から、アフラトキシン B1 に対して $10 \mu\text{g}/\text{kg}$ を検出限界として規制をしている現状においては、落花生及び木の実(アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオ)について、総アフラトキシンの規格基準を設定することによる食品からの暴露量に大きな影響はなく、現状の発がんリスクに及ぼす影響もほとんど無いものと推察された。しかしながら、アフラトキシンは遺伝毒性が関与すると判断される発がん物質であり、食品からの総アフラトキシンの摂取は合理的に達成可能な範囲で出来る限り低いレベルにするべきである。汚染実態調査の結果、BG グループの汚染率が年々高くなる傾向が見られていることを考慮すると、落花生及び木の実について、発がんリスク及び実行可能性を踏まえ適切に総アフラトキシンの基準値を設定する必要がある。」と評価している。

2、 アフラトキシンのサンプリングプラン

平成21年度に開催された第43回 UJNR(天然資源の開発利用に関する日米会議)有毒微生物専門部会において、サンプリングプランの検討要請がなされたことから、国立医薬品食品衛生研究所において比較、検証を実施した。

米国、EU とのサンプリング比較を別添1に、基準値 $10 \mu\text{g}/\text{kg}$ と設定した場合のサンプルサイズによるトウモロコシ穀粒中のアフラトキシン測定のパラツキの比較は別添2のとおりであり、抜き取りサンプルが粒状である場合、その粒数が真値に対する正規分布に影響を与えることが確認された。

また、別添3に示すように正規分布は1,000粒以上で確認され、10,000粒以上の場合、より正確な判定が可能となることが確認された。

このため、アフラトキシンのサンプリングについて1,000粒以上を確保し、実行可能性を考慮して検体採取量を改正する。

3、 品目ごとの採取量【例】

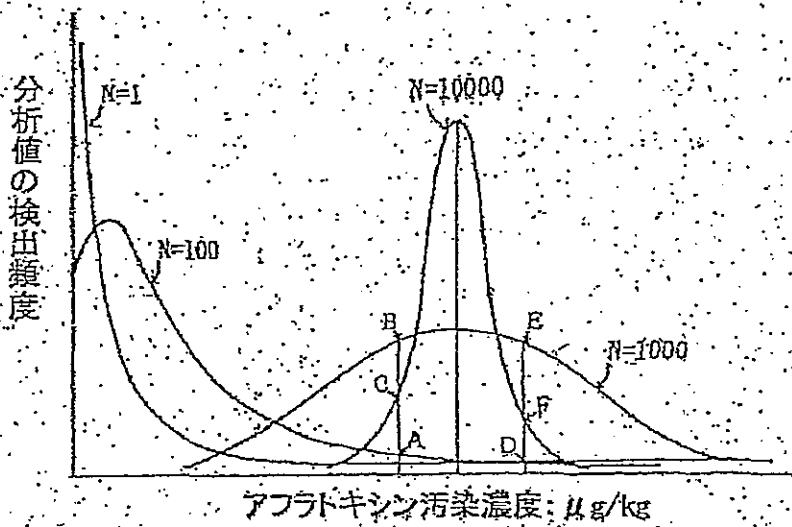
品目名	変更前		変更後			
	採取量	1粒重量(g)	1,000粒重量(kg)	10,000粒重量(kg)	5kg換算粒数(粒)	採取量
落花生(大粒)	1又は0.5kg	0.850	0.9	8.5	5,882	5kg(1,000粒以上確保)
アーモンド	1又は0.5kg	1.200	1.2	12	4,167	5kg(1,000粒以上確保)
クルミ	1又は0.5kg	3.000	3.0	30	1,667	5kg(1,000粒以上確保)
ナツメグ	1又は0.5kg	4.000	4.0	40	1,250	5kg(1,000粒以上確保)
いちじく(乾燥)	1又は0.5kg	5.000	5.0	50	1,000	5kg(1,000粒以上確保)
ごま	1又は0.5kg	0.003	0.003	0.03	1,666,667	1kg(10,000粒以上確保)
米(含むワイルドライス)	1又は0.5kg	0.023	0.02	0.23	217,391	1kg(10,000粒以上確保)

諸外国のサンプリングプラン (サイロ搬入の場合)

	日本 (食品衛生法)	米国 (GIFSA)	EU
対象農産物	トウモロコシ	トウモロコシ	穀類
採取法 一次	オートサンプラー	オートサンプラー	オートサンプラー
サンプリング量	合計 10 kg	合計 10 ポンド (約 5 kg)	合計 10 kg
粉砕	1 kg に縮分し粉砕	全量を粉砕	全量を粉砕

基準値 $10 \mu\text{g}/\text{kg}$ と設定した場合の、サンプルサイズによるトウモロコシ穀粒中のアフラトキシン測定のパラツキの比較

日本法		米国法	
分析段階	変動係数 % (ばらつき)	分析段階	変動係数 % (ばらつき)
サンプルサイズ (2 ポンド, 約 1 kg)	134.2	サンプルサイズ (10 ポンド, 約 5 kg)	26.8



サンプルの粒数とその分析結果から得られる汚染濃度分布

N: サンプル中の粒数

アフラトキシン検査実績(平成22年1月1日～平成22年12月31日までの速報値 輸入食品監視支援システムによる検索日:平成23年2月15日)

年次	大分類	品目	届出件数	検査件数	検査件数	検査件数	違反件数	違反率
平成22年次	穀類	とうもろこし	3,062	3,878,847	2,857	3,894,128	48	37,075
		麦	2,941	1,060,291	367	157,045	5	126
		米	6,096	781,318	377	92,355	0	0
		そば	966	101,035	120	10,242	0	0
		その他穀類	7,127	56,746	119	947	0	0
		穀類集計	20,192	5,878,236	3,840	5,957,827	53	37,201
	豆類	大豆	5,553	772,887	382	23,641	0	0
		小豆	546	19,097	29	644	0	0
		いんげん豆	675	15,282	95	1,735	0	0
		ケツメイシ	71	1,531	71	1,531	5	104
		その他豆類	7,893	168,868	384	6,403	1	13
		豆類集計	17,541	977,665	961	38,954	5	117
	コーヒー豆	18,474	407,576	1,543	42,456	0	0	
	コーヒー豆集計	18,474	407,576	1,543	42,456	0	0	
	種実類	ごま	1,608	163,825	633	76,592	2	734
		その他種実	3,935	225,692	231	3,057	2	5
	種実類集計	5,543	389,517	864	80,649	4	739	
	乾燥果実	乾燥果実	8,753	145,706	314	2,268	0	0
		いちじく	237	1,205	241	1,225	4	24
		その他果実	1,551	13,699	17	54	0	0
	乾燥果実集計	10,541	160,610	572	3,547	4	24	
	ナッツ類	落花生	5,414	96,931	5,399	96,996	31	522
		アーモンド	1,820	26,268	1,702	25,990	7	102
		くるみ	728	9,402	728	9,402	0	0
		カシューナッツ	404	6,519	63	1,022	0	0
		ピスタチオナッツ	326	2,385	311	2,382	8	44
		ヘーゼルナッツ	102	579	76	549	0	0
		その他ナッツ	974	3,892	222	936	1	0
		ナッツ類集計	12,778	145,978	13,001	137,278	47	668
	香辛料	とうがらし	3,586	16,074	1,394	10,054	8	12
		こしょう	1,206	8,800	92	371	0	0
マスタード		234	4,692	16	371	0	0	
ダメリック		289	3,507	228	2,985	0	0	
コリアンダー		160	3,465	17	239	0	0	
クミン		100	1,915	14	260	0	0	
ナツメグ		83	511	83	511	5	31	
その他香辛料		7,034	6,862	619	1,122	7	1	
香辛料集計		12,692	45,026	2,468	15,947	20	46	
カカオ豆		818	45,713	229	9,128	0	0	
カカオ豆集計	818	45,713	229	9,128	0	0		
茶	322	64	5	5	0	0		
茶集計	322	64	5	5	0	0		
その他	115,949	337,082	2,626	16,074	3	258		
その他集計	115,949	337,082	2,626	16,074	3	258		
平成22年次集計	208,037	8,888,267	24,804	1,492,722	137	3,910		

参考



平成 23 年度輸入食品監視指導計画（案）について

平成 23 年 3 月
輸入食品安全対策室

1. 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画（食品衛生法（以下「法という。」第 23 条）をいう。

【目的】国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2. 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法第 4 条（食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の 3 段階での衛生確保対策を図るべく計画を策定し、監視指導を実施する。

3. 重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

- 輸入届出時の審査による法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{※1}（平成 23 年度計画：約 8 万 6 千件）
- 検査命令^{※2}（平成 22 年 4 月 1 日現在：全輸出国の 16 品目及び 33 カ国・1 地域の 125 品目）
- 海外情報等に基づく緊急対応
- 輸出国制度調査の結果を踏まえたモニタリング検査件数の見直し
- 検査命令の解除要件に関し、検査命令通知日からとし、期間を限定
- アフラトキシンの指標変更を踏まえたモニタリング検査対象の拡大

4. 輸出国における衛生対策の推進

- 輸出国政府に対して衛生管理対策の確立の要請
- 現地調査や二国間協議を通じた、農薬等の管理・監視体制の強化

5. 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 輸入前、初回輸入時及び定期的な自主検査の指導^{※3}
- 記録の保存に係る指導
- 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発

6. 国民への情報提供

- 二国間協議及び現地調査等に関する情報の公表
- リスタコミュニケーションに関し、都道府県等及び他省庁との連携

※1：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2：違反の蓋然性が高いものについて、輸入の都度の検査を厚生労働大臣が命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査

※3：原材料管理の検証に資する加工食品の残留農薬等に係る試験法の検討・開発を実施



平成 23 年度輸入食品監視指導計画（案）の概要

輸入食品安全対策室

【計画本文】（新たに盛り込んだ事項を下線部で示す。）

序 文

平成 22 年度計画に基づく施策の実施状況の概要及び平成 23 年度計画において取り組む施策を記述。

- 計画的に輸出国の対日輸出食品の安全対策に関する制度調査を実施した。
また、平成 22 年 5 月、日中両国担当大臣により「日中食品安全推進イニシアチブ覚書」への署名が行われ、平成 22 年度の行動計画について合意し、日中両国で輸出入される食品等の安全分野における交流及び協力を推進する。
- ポジティブリスト制度の着実な施行のため、
 - ・ 輸出国段階での原材料管理の検証に資するため、加工食品の残留農薬等に係る試験法の検討を行う。
 - ・ 輸入時の検査項目の更なる拡充を図る。
 - ・ 輸出国に対し、生産及び製造加工段階における安全対策の推進を要請し、必要に応じて、輸出国における残留農薬管理の確認のため、現地調査を行う。
 - ・ 残留農薬等について検査命令の対象となっている食品について、輸出国における残留農薬等管理の検証を目的として、モニタリング検査を強化する。
 - ・ 食品衛生法第 6 条第 2 号に該当する食品中のアフラトキシンの指標の変更を踏まえ、輸入者に対する定期的な自主検査の指導を行うとともに、モニタリング検査を拡充する。
- BSE 問題について、現地調査結果等を踏まえ、輸出国政府が管理する対日輸出プログラムの遵守状況を引き続き検証する。
- 引き続き輸入者による輸出国段階における自主的な安全管理の推進を図るとともに、輸出国における安全対策に関する情報収集の推進に努める。

1 目的

「重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって、輸入食品等の一層の安全性確保を図ることを目的とする。」

2 適用期間

「平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日」

3 輸入食品等監視指導の実施についての基本的考え方

食品安全基本法第4条（食品の安全性確保は、国内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸入食品の安全性確保のために、輸出国における生産、製造、加工等の段階から輸入後の国内流通までの各段階において講じるべき措置の基本的事項について記述。

- ・ 各段階において講じるべき措置の主体を明記。

4 生産地の事情等からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

(1)輸入届出の確認、(2)モニタリング検査、(3)モニタリング検査以外の行政検査、(4)検査命令、(5)包括的輸入禁止措置及び(6)海外情報等に基づく緊急対応における本省及び検疫所の役割、実施の手順について記述。

- ・ モニタリング計画の策定に際し、輸出国制度調査の結果、当該国における対日輸出品の安全管理が適切に実施されていることが確認された食品については、モニタリング検査件数を見直す。
- ・ 輸入実態に即した効果的な検査が実施できるよう、必要に応じ年度中にモニタリング計画の見直しを行う。
- ・ 検査命令の解除要件に際しては、検査命令通知日からとする。

5 輸出国における安全対策の推進

輸出国の生産等の段階において法違反の未然防止を図るため、輸出国に対する(1)我が国の食品安全規制の周知、(2)二国間協議、現地調査等及び(3)技術協力等の取組について記述。

- ・ 「日中食品安全推進イニシアチブ覚書」に基づき、日中間における食品の安全性向上のため、実務者レベル協議及び現地調査を実施する。
- ・ 「日中食品安全推進イニシアチブ覚書」に基づき、必要に応じ日中相互の技術専門家を派遣し、シンポジウムを開催する。

6 輸入者への自主的な安全管理の実施に係る指導に関する事項

食品安全基本法第8条及び法第3条第1項に規定される食品等事業者の責務に照らし、輸入者に対して自主的な安全管理の推進を図るため、輸入者等に対する(1)基本的指導事項、(2)輸入前指導の実施、(3)輸入前指導による法違反発見時の対応、(4)自主検査の実施、(5)輸入食品等の記録の作成及び保存及び(6)食品安全に関する知識の向上等の指導事項を記述。

- ・ 輸入食品等の記録の作成及び保存に関し、「食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）」を踏まえることを明記。

7 法違反が判明した場合の対応

(1)輸入時、(2)国内流通時の検査等で法違反が発見された場合の対応、(3)再発防止のための輸入者に対する指導、(4)法違反を繰り返す輸入者等に対する営業の禁停止処分、(5)悪質事例の告発及び(6)違反事例の公表等における本省、検疫所及び都道府県等の連携、実施の手順について記述。

8 国民への情報提供

輸入食品等の安全性確保に関する情報を広く国民へ提供するため、(1)モニタリング計画等に関する情報の提供、(2)二国間協議及び現地調査等に関する情報の提供、(3)本計画に基づく監視結果の公表、(4)食品等の安全に関するリスクコミュニケーションの取組等について記述。

- ・ 本省は、輸出国の安全対策の推進等のため実施した、二国間協議及び現地調査等に関する情報について公表する。
- ・ 食品等の安全に関するリスクコミュニケーションについて、都道府県等及び他省庁と連携して実施する。

9 その他監視指導の実施のために必要な事項

(1)食品安全に関する人材の養成、資質の向上、(2)検疫所が実施する食品等の試験検査等に係る点検に係る取組について記述。



食品衛生分科会における審議対象品目の処理状況について

分科会	分類	剤名	パブリックコメントの状況		WTO通報の状況		備考
10月8日	汚染物質	アフラトキシン	平成22年8月9日～平成22年9月8日	意見あり	平成22年11月4日～平成23年1月3日	コメントあり	規制(案)の変更はなし
	添加物	ピペリジン	平成22年8月24日～平成22年9月22日	意見あり	平成22年8月26日～平成22年10月23日	意見なし	
	添加物	ピロリジン	平成22年8月24日～平成22年9月22日	意見なし	平成22年8月26日～平成22年10月23日	意見なし	
	添加物	フルジオキシニル	平成22年9月21日～平成22年10月20日	意見あり	平成22年9月21日～平成22年10月20日	意見なし	
	添加物	2,6-ジメチルピリジン	平成22年10月19日～平成22年11月17日	意見なし	平成22年11月5日～平成23年1月3日	意見なし	
	添加物	5-エチル-2-メチルピリジン	平成22年10月19日～平成22年11月17日	意見なし	平成22年11月5日～平成23年1月3日	意見なし	
	農薬	プロピリスルフロ	平成22年7月7日～平成22年8月5日	意見なし	平成22年7月1日～平成22年8月30日	コメントなし	
	農薬	スピネトラム	平成22年9月3日～平成22年10月2日	意見あり	平成22年9月15日～平成22年11月14日	コメントあり	基準値(案)の変更はなし
	農薬	バクロブラゾール	平成22年7月7日～平成22年8月5日	意見なし	平成22年7月1日～平成22年8月30日	コメントなし	
	農薬	プロボキシカルバゾン	平成22年8月2日～平成22年8月31日	意見なし	平成22年8月9日～平成22年10月8日	コメントなし	
	農薬	フルフェニルエチル	パブリックコメントの対象外		WTO通報の対象外		
	農薬	フルジオキシニル	平成22年9月3日～平成22年10月2日	意見あり	平成22年9月15日～平成22年11月14日	コメントなし	基準値(案)の変更はなし
	農薬	ジクロラム	パブリックコメントの対象外		WTO通報の対象外		
	農薬	チアゾビル	パブリックコメントの対象外		WTO通報の対象外		
	農薬	クロロエトキシホス	平成22年9月3日～平成22年10月2日	意見なし	平成22年9月15日～平成22年11月14日	コメントなし	
	農薬	エトプロホス	平成22年9月3日～平成22年10月2日	意見あり	平成22年9月15日～平成22年11月14日	コメントなし	基準値(案)の変更はなし
	農薬	トリブホス	平成22年9月3日～平成22年10月2日	意見あり	平成22年9月15日～平成22年11月14日	コメントなし	基準値(案)の変更はなし
	農薬	ジェノピラフェン	平成22年7月7日～平成22年8月5日	意見なし	平成22年7月1日～平成22年8月30日	コメントなし	
	農薬	メキシフェンジド	平成22年7月7日～平成22年8月5日	意見なし	平成22年7月1日～平成22年8月30日	コメントあり	基準値(案)の変更はなし
	農薬	シフルメフェン	平成22年7月7日～平成22年8月5日	意見なし	平成22年7月1日～平成22年8月30日	コメントなし	
	農薬	アゾキシストロピン	平成22年7月7日～平成22年8月5日	意見なし	平成22年7月1日～平成22年8月30日	コメントあり	基準値(案)の変更はなし
	農薬	ビフェントリン	平成22年8月2日～平成22年8月31日	意見あり	平成22年8月9日～平成22年10月8日	コメントなし	基準値(案)の変更はなし
	農薬	クロルフェナビル	平成22年8月2日～平成22年8月31日	意見あり	平成22年8月9日～平成22年10月8日	コメントなし	基準値(案)の変更はなし
10月8日	動物用医薬品	アセトアミノフェン	平成22年9月3日～平成22年10月2日	コメントなし	WTO通報の対象外		
	動物用医薬品	ケトプロフェン	パブリックコメントの対象外		WTO通報の対象外		
	動物用医薬品	ホスホマイシン	パブリックコメントの対象外		WTO通報の対象外		
	動物用医薬品	豚増殖性腸炎乾燥生ワクチン	パブリックコメントの対象外		WTO通報の対象外		
	動物用医薬品	豚インフルエンザ・豚丹毒混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン	パブリックコメントの対象外		WTO通報の対象外		
	動物用医薬品	鶏伝染性ファブリクス嚢病(抗血清加)生ワクチン	パブリックコメントの対象外		WTO通報の対象外		
	動物用医薬品	マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシビニルポリマー-アジュバント加)不活化ワクチン	パブリックコメントの対象外		WTO通報の対象外		
	動物用医薬品	豚アクチノバシラス・ブルロニューモニエ(1・2・5型)感染症・豚丹毒混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン	パブリックコメントの対象外		WTO通報の対象外		
6月2日	動物用医薬品	カルプロフェン	平成23年2月21日～平成23年3月22日		平成22年11月23日～平成23年1月22日	コメントなし	
	動物用医薬品	クレンプテロール	試験法と合わせて実施予定		平成22年6月14日～平成22年8月13日	コメントあり	

